

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成22年6月11日  
独立行政法人日本貿易保険

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。)第8条第1項の規定に基づき取りまとめた、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要は以下のとおり。

1. 電気の供給を受ける契約

当法人が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結することが困難である。このため、該当する契約はない。

2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

当法人は、平成21年度に自動車の購入及び賃貸借に係る契約を締結していない。

3. 省エネルギー改修事業(E S C O事業)に係る契約

当法人が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自にE S C O事業者とE S C O事業に係る契約を締結し、省エネルギー改修事業(E S C O事業)を実施することが困難である。このため、該当する契約はない。

4. 建築物の設計に係る契約

当法人は、平成21年度に建築物の設計に係る契約を行っていない。